

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 名 古 屋 木 材 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 丹羽耕太郎
(コード番号 7903 名証第 2 部)
問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 細江太喜雄
電話番号 (052) 321-1526

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、名古屋証券取引所の定める適時開示等規則第 31 条の 1 を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会および会計監査人を設置するものであります。
- (2) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (3) 上記のほか、必要な条項・文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 29 日(水)

以上

別 紙

《定款変更の内容》

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12.(条文省略) (新設) <u>13. ～14.(条文省略)</u> (新設) <u>15. 前各号に関する業務</u> (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) (新設) 第4章 <u>取締役、取締役会および監査役</u> (<u>取締役、監査役の員数および選任</u>) 第20条 当社に取締役7名以内、<u>監査役3名以内を置き</u>、株主総会でこれを選任する。 2. <u>取締役および監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12.(現行どおり) <u>13. 建築の設計および管理</u> <u>14. ～15.(現行どおり)</u> <u>16. 医薬品、医薬部外品、医療用具、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇薬、衛生用品、衛生用具、介護用品、介護用具、日用品雑貨、家庭用雑貨、育児用品、化粧品等の販売</u> <u>17. 前各号に関する業務</u> (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第4章 <u>取締役および取締役会</u> (<u>取締役の員数および選任</u>) 第20条 当社の取締役は7名以内とし、株主総会でこれを選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. (条文省略) <u>4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第 27 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (新設) (新設) (新設)	(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) 2. (現行どおり) (削除) (報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(報酬等という。以下同じ。)は、株主総会の決議によって定める。 第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役員の員数および選任)</u> 第 28 条 当会社の監査役は 4 名以内とし、株主総会でこれを選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任期)</u> 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
--	---

(新設)	<u>(補欠監査役)</u> <u>第 30 条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2.補欠監査役の選任決議の定足数は、第 28 条第 2 項の規定を準用する。</u> <u>3.第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>4.補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新設)	<u>(常勤監査役)</u> <u>第 31 条 監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2.監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 34 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載また</u>

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 第<u>5</u>章 計 算 第 <u>28</u> 条 ~ 第 <u>30</u> 条 (条文省略)	は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (報酬等) 第 <u>35</u> 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第<u>6</u>章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第 <u>36</u> 条 会計監査人は、株主総会において選任する。 (任期) 第 <u>37</u> 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。 (報酬等) 第 <u>38</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第<u>7</u>章 計 算 第 <u>39</u> 条 ~ 第 <u>41</u> 条 (条文省略)
---	---